

『宋会要』道釈部訓注（九）

永井政之  
程正  
五十嵐嗣郎  
角田隆真  
大澤邦由  
本間英純  
徳護

〔178〕

〔原文〕

景徳三年八月、諸王府侍講孫奭（釈名）転対、請減修寺度僧。真宗曰、道二門、有助世教。人或偏見、往往毀譽。仮使僧道輩時有不檢、安可即廢止也。

〔訓読〕

景徳三年八月、諸王府侍講の孫奭（そんせき）転対するに、寺を修し僧を度すを減ずるを請う。真宗曰く、道釈の二門、世教を助くる有り、人或いは偏見もて往往に毀譽す。仮使僧道の輩、時に不檢有るとも、安くんぞ即ちに廢止すべけんや。

〔解説〕

景徳三年（一〇〇六）八月、諸王府侍講である孫奭が転対する際に、寺の建設と僧侶の披剃を減らすことを奏請した。これに対して真宗は、道教と仏教二つの教は、世間の人々の教化に役立っている、人は往々にして偏見をもって、悪く言ったりほめたりする。たとえ僧道の輩が時には慎みのない行動をとったとしても、どうして全ての僧道をすぐに廢止できようか、と言った。

本稿と同じ内容の記事は『統資治通鑑長編』卷六三（中華書局本、第五冊、一四一八頁）と『宋史』卷四三二（中華書局本、第七冊、二二八〇六頁）にも見られる。

なお転対とは、宋代、天子の前で臣下が順番に時の政治

の得失を答えることで、輪対ともいう。（『大漢和辞典』巻一〇、一〇五九頁d）

孫奭（九六二—一〇三三）については、『宋史』巻四三二に「字宗古、博州博平人」とあり、現在の山東省茌平県博平鎮の人である。また「奭、経術を以て進め、道を守りて自から処す。即ち言う所有るも、未だ嘗て阿附し悦を取ることなし」とあり、典型的な宋代の儒者であった。大中祥符初めの天書の事件に反対の意見を持ち、封禪や祭祀等にも反対した。『宋史』によれば「然して奭の朴忠なることを知り、其の言切直なりと雖も、これを容るして斥けず」とある。このように孫奭はたとえ自分の意見が受け入れられなくても、皇帝に對してはつきりと自分の信念を述べる人であったことがわかる。

〈徳護・五十嵐〉

〔179〕

〈原文〉

崇寧二年十月九日、詔、崇寧寺觀、並依十方住持。其披剃並紫衣、自崇寧二年天寧節為始。如未有童行、即仰所差主管僧道保的手下童行披剃。崇寧三年以後、即依此施行。

〈訓読〉

崇寧二年十月九日、詔す、崇寧寺觀は、並て十方住持に依る

べし。其の披剃並びに紫衣は、崇寧二年の天寧節を始めと為す。如し未だ童行有らざれば、即ち所差の主管僧道を仰いで手下の童行を保的に披剃せしめよ。崇寧三年以後は、即ち此れに依り施行せよ。

〈解説〉

崇寧二年（一一〇三）一〇月九日、崇寧の勅額を賜った寺院や道觀は、全て十方住持制をとることとする。また披剃と紫衣とは、崇寧二年の天寧節から始めることとする。童行がない場合は、当該の崇寧寺や崇寧觀を監督している僧官や道官の配下にいる童行を披剃させよ。崇寧三年以後は、此れに準じて施行せよとの詔勅である。

本項に関係する記事が『宋会要・礼五』に以下のように記述されている。

徽宗崇寧二年九月一七日、左僕射蔡京等、劄子もて奏す。臣等、伏して以みるに、陛下先烈を適追し、邪正を分別し、明らかに賞罰を信い、上は天心に當り。今、天寧に届る、伏して請うらくは、天下の州軍に、各おの寺額を賜い、崇寧を以て名と為し、上、叡算を祝せんことを。詔するに所奏に依り、仍て勅額を賜う。天寧節に遇う毎に、鎮州に紫衣、度牒各おの一道を与え、其の余の州、軍、監に各おの度牒一道を与う。便に任せて修蓋せしむるを許し、了るを候ちて、逐旋に奏し、旨を取らば、經一藏を

賜う。

十月九日、詔す、崇寧寺觀は並て十方住持に依るべし。其の披剃並びに紫衣は、崇寧二年の天寧節を始めとす。如し未だ童行有らざれば、即ち所差の主管僧道を仰いで、手下の童行を保明して披剃せしめよ。崇寧三年以後は、即ち此れに依り施行せよ。修する所の寺觀は、州城、縣郭及び名山福地に拘わらず、禁山林並びに禁地に係わるを除く外、如し官地有れば、有無を以て拘礙せず、並て監司に申し指射撥充するを許す。訖れば奏せよ。応に名額なき寺觀有れば、増広を以て充つるに就くべし、或は移併すべし。並て本州の一面に施行するを許す。或は旧く甲乙住持の大寺觀に係わるも、僧道、只だ三五人有りて、以て撥充すべき者は、亦た仰いで尚書省に申せば、諸色の人の縁化を許す。并て州軍の壁画して修建し、即ち接便搔擾するを得ざれ。応に修建の竹木物料は、所在の州軍より文憑を給い前に去きて計置せよ。縁路の収税を免ずるを与うべし。

〔宋会要〕第一冊、四五八頁  
本項の「下の童行を保明して披剃せしめよ」の箇所は『宋会要・礼五』では「手下の童行を保明して披剃せしめよ」となっているが、保明も保明も保証するという意味。

なお一〇月一〇日の天寧節は徽宗の生誕日である。天寧節

についての様子は幽蘭居士の『東京夢華録』に詳しく記述されているので、参照されたい。

〈徳護・五十嵐〉

〔180〕

〔原文〕

大觀二年十月三十日、詔、大相国寺慧林禪院住持長老元正坐化。賜絹三百疋、錢三百貫、賜寂照之塔、看塔人間歲度僧一名。

〔訓読〕

大觀二年十月三十日、詔す、大相国寺慧林禪院の住持長老元正坐化す。絹三百疋、錢三百貫を賜わり、寂照の塔を賜う。看塔の人、間歲に僧一名を度すべし。

〔解説〕

大觀二年（一一〇八）十月三〇日、大相国寺の慧林禪院の住持元正長老が亡くなった。三百疋の絹と三百貫の錢を賜わり、また寂照の塔を賜わった。一年おきに看塔僧として一名を度すことを許すとの詔勅である。

本項と同じ内容の記述は宋の周輝が撰した『清波雜志』巻八にも見られる。

大觀二年、詔す、大相国寺慧林禪院の住持長老元正坐化す。並て衣鉢なく、葬送の用を闕く。絹三百疋、錢三百貫を賜わり、寂照の塔を賜う。仍ち間歲に一僧を度す。

浮屠示寂するに、寸糸も掛けざれば、亦た安んぞ爾許の  
縑帛を用いんや。時方に道教を崇び、道流の敘位は僧の  
上に在りと詔す。元正は何人にして此の優典に膺たるか。

（『清波雜志校注』中華書局、三四五頁）  
慧林禪院については、『仏祖歴代通載』卷一九に次のよう  
な記述がある。

元豊三年、詔す、大相国寺は二禪を剋む。慧林を東序に  
闢き、智海を西廡に建つ。

（大正蔵四九、六七八c）  
また、『釈氏稽古略』卷四にも次のような記述がある。

中使の梁從政に詔す、汴京の相国寺に六十四院を闢き、  
二禪八律と為す。元豊庚申より起り壬戌の秋に成る。東  
西序を以て慧林智海二巨禪刹と為す。馭して詔す、杭州  
浄慈禪師宗本は慧林に住し、江州廬山東林禪師常総は智  
海に住せよ。総は之れを辞すること固く、詔して之れを  
容し、就きて賜いて広慧禪師と号す（僧宝伝）。

（大正蔵四九、八七四c）  
元正は南嶽下一三世報本慧元法嗣の永安元正と思われる。  
因みに報本慧元は『五灯全書』卷三七によれば、元祐六年  
（二〇九一）十一月十六日に坐化している。

宋哲宗の元祐辛未十一月十六日において、陸座し偈を説  
いて曰く、五十五年夢幻の身、東西南北孰か親しく為さ

ん。白雲は青山の外に散尽し、万里秋空片月新たなり。  
言い訖りて化す。

（統蔵二乙、一三、四二九b）  
また永安元正については『統伝灯録』卷二二には次のよう  
な記述が見られる。

蘇州承天永安伝灯元正禪師、鄆州平陰県の人、姓は鄭氏。  
業を本州太平興国寺に受け、蔵智を礼して師と為す。諸  
方に参じ、晩に蘇州万寿寺に到る。時に元禪師焉に居す。  
師をして庭前柏樹の因縁を看さしむるに因りて、心地を  
發明す。偈有りて曰く、趙州の柏樹子、去く処人知るなし。  
甜桃樹を抛却して、山に尋ねて醋梨を摘む。元、印可し、  
拳して此の寺に住せしむ。

（大正蔵五一、六〇八c）  
この記事によれば元正は鄆州（今の山東省東平県）の人で、  
俗姓は鄭氏であった。太平興国寺蔵智について得度、その後  
諸方を歴参し、蘇州の万寿寺において報本慧元と相見し、「庭  
前の柏樹子」の問答で大悟し万寿寺に住したという。

（徳護・五十嵐）

[181]

〈原文〉

建炎元年五月一日、敕、特旨還俗僧道、許自陳、与依旧為僧道。

令本州出給公抛。

〔訓読〕

建炎元年五月一日、赦す、還俗せし僧道に特旨し、自ら陳ぶるを許し、旧に依りて僧道と為るを与う。本州をして公抛を出し給わる。

〔解説〕

これは靖康の変の後、南宋の基本的施策を示すために、高宗から出された最初の詔の一部である。この詔により建炎大赦がなされるが、本項は種々な理由で還俗していた僧道に対して、僧道に戻ることを許すとした大赦の一つである。

この記述と同じ内容が一一九四年に編纂された『三朝北盟会編』巻一〇一にも、

応に還俗せし僧道に特旨し、自ら陳ぶるを許し、旧に依りて僧道と為すを与う。本州をして公抛を出しに給わしむ。

〔『三朝北盟会編』第七冊、台湾商務印書館、一七丁右〕とある。

なお『三朝北盟会編』によれば、この他大赦の条項としては、「二帝の北に狩するに随行する官吏、班直、諸軍及び諸色人等、見に家屬有れば、並べて旧に依りて請給を支破す。常に切く恤を存し、失う所なからしめよ」から「一、応に祖宗以来、内を赦し税を常にする寛恤の事件、及び名山、大川、歴

代の帝王を祭祀し爵を封ずる等を檢会して行わしめよ」まで、全てで六七の大赦が行われたのである。

〔徳護・五十嵐〕

〔182〕

〔原文〕

紹興二十一年正月十一日、上、因還俗僧円覚、宗杲撰造聖旨、偈妙喜禪、皆留祥謗讟之語、誕謾無理、鼓惑軍民、此最害事。宜嚴行禁止。

〔訓読〕

紹興二十一年正月十一日、上、還俗せし僧円覚、宗杲、聖旨を撰造し、妙喜の禪を偈う、皆な留祥謗讟の語にして、誕謾にして理なく、軍民を鼓惑す、此れ最も事を害するに因り、宜しく禁止を嚴行すべし。

〔解説〕

紹興二十一年（一一五一）正月十一日、還俗させられた僧円覚と大慧宗杲への世間の反応に対して、これを諫める聖旨が出された。妙喜（大慧宗杲の号）が作った偈頌は、社会に禍のきざしがあること述べたり、朝廷への怨や悪口ばかりを述べており、全くでたためで道理に適っていない。また金に対して戦うよう軍隊や人民を扇動し惑わすばかりである。このような事柄は最も社会に害を及ぼすこととなる。従って宗杲

たちの言動は厳しく禁止しなければならないとの通達である。

本項と同じ内容の記事が宋代の熊克(一一三二—一二〇四)が撰述した『中興小紀』の卷三五にも見える。

紹興二十一年(歳は辛未に在り)正月癸未、(中略)上、又た曰く、還俗せし僧円覚宗果、聖者を撰して妙喜禪を偈う、皆な留祥誘讒の語にして、誕謾にして礼なく、軍民を鼓惑す、此れ最も事を害す。宜しく之を禁止すべし。

〔『中興小紀』第二冊、文海出版社、八八九頁〕  
大慧宗杲が径山能仁禪院に住持していた紹興十一年(一一四一)五月、金との和議に反対し、主戦論者の張九成と徒党を組んだとして、衣牒を奪われ衡州(湖南省)に流された。いわゆる神臂弓事件である。衡州に流された宗杲のものには糧をつつんで来遊するもの跡をたたず、また書簡で道を問うものが相つぎ、宗杲は径山に劣らぬ充実した歳月を送っていた。

このように、配流先の宗杲のもとに多くの人が参じていることに危機感を懐いた宰相秦檜は、宗杲をさらに遠い梅州(広東省)に流すため、このような聖旨を出すに至ったのである。その結果、紹興二〇年(一一五〇)一〇月、宗杲は梅州に転地させられた。このことに関連する記事として、『仏祖

綱目』卷三八に次のような一文がある。  
宗杲衡陽に在りしに、士大夫数書を通じ道を問う。軸に当れし者滋悦ばず。紹興庚午、梅楊へ遷る。

(統蔵二乙、一九、三九五a)  
即ち、当時の政権中枢においては、士大夫たちが宗杲と交流していることに不快感を懐いていたことがわかる。

ちなみに石井修道「大慧普覚禪師年譜の研究」(中)〔駒澤大学仏教学部研究紀要』三八、一一四頁〕によれば、紹興二〇年、宗杲は朝廷に当て付けるように、次のような自虐的な自讃を撰し、梅州に転地することになった事を告げている。  
師、六十二歳。師、自ら讃す。「身に維摩の裳を著け、頭に龐公の帽を裹う。資質、柔和に似て、心中、実に躁暴なり。口を開けば便ち人を罵り、青・白・阜を分たず。編管にて衡陽に在るは、口業の報に非ざるは莫し。永世に放還せずして、方に始めて天道に合す。時に趨く者の為に巧に、誣訕の語を加う。」隣を勢位に取りて、是の年の六月二十五日を以て、命に准いて、梅州に移る。  
なお僧円覚については不明である。

〈徳護・五十嵐〉

〔183〕

〈原文〉

乾道元年四月四日、詔、僧道年六十以上并篤廢殘疾之人、並比附民丁放納免丁錢、自乾道元年為始。仍令州県榜諭。

嘉泰三年拾壹月拾壹日、南郊赦文、在法、僧道年六十以上及篤廢殘疾人、本身丁錢聽免。訪聞州軍却將依法合放免人仍舊催納、深可憐憫。兼近年給降度牒、披剃至多、若尽實根括入帳、從實起發、於額自無拖欠。可令州軍今後並仰照応前項合免丁錢條法放免、却從實根括新披剃僧道、依等則送納、不得過有多取。仍令提刑司常切覺察、毋致違戾。(自後明堂大札赦亦如之。)

乾道元年四月四日、詔す、僧道年六十以上并びに篤廢殘疾の人、並て民丁に比附し免丁錢を放納すべし。乾道元年より始まりと為す。仍て州県をして榜して諭らしめよ。

嘉泰三年拾壹月拾壹日、南郊にて文を赦す、法に在るには、僧道年六十以上及び篤廢殘疾の人、本より身丁錢は免るるを聽すに、州軍却て法に依りて、合に放免すべき人を將て、旧に仍りて催納すと訪聞くは、深く憐憫すべし。兼て近年度牒を給降され、披剃するもの至て多し。若し尽實して根括し入帳して、實に従り起發せば、額に於いて自から拖欠することなし。州軍をして今後並て前項にて合に免丁錢の條法に依じて仰ぎ照らして、放免せしむべし、却て實に従り新たに披剃せる僧道を根括し、等則に依り送納せしめて、有るを過ぎて多取することを得ざれ。仍お提刑司をして常に切に覺察せし

め、違戾を致すこと母かれ。(後ちより明堂大札赦、亦た之の如し。)

〔解説〕

乾道元年(一一六五)四月四日の詔。今年から六〇歳以上の僧道や病人の僧道は、一般の男子と同じように免丁錢を納めなくてもよい。州県は世間に対してわかりやすく知らせるようにとの詔が出された。

嘉泰三年(一二〇三)十一月一日の冬至に皇帝が天を祭る儀式を行うが、その際に、乾道元年四月四日に出された詔を確認する文が出された。その内容は、六〇歳以上や病気の僧道は免丁錢の賦課が免除されるはずではあるが、州軍に尋ねると、六〇歳以上や病気の僧道からも免丁錢を納めさせていたことが判明した。これは大変憐れむべきことであり、法律通り該当者には免丁錢を免除するように。

また近年、度牒が給付され披剃する僧道が多くなってきたので、新しく僧道となった実数を実情に基づいて徹底的に調べて記帳し、実数によって課税すれば、歳入に不足を生じることはないはずである。その結果、州軍は新たに披剃した僧道をきちんと管理し、身分に応じて徴収するようにし、余分な徴収をしてはならない。提刑司は常に心を砕いて州軍を監察し、違反がないようにすべきであると述べている。尽実とは完全に実情に基づく、あるいは基づいての意で、根括とは

徹底して詳しく調らべるの意である。

僧尼は出世間者として、税法上、徭役免除の特典を得ていたが、南宋時代に至り、僧侶にも丁税にかわる税銭が賦課されるようになった。それが免丁銭である。『宋会要』(巻一五八)食貨六六「身丁銭」に、紹興一五年(一一四五)一月二十七日、戸部の免丁銭についての上言に、

甲乙住持律院、並びに十方教院、講院僧の散衆は、每名五貫文省を納銭すべし。紫衣二字師号は、每名六貫文省を納銭すべし(只だ紫衣無師号も同じ)。紫衣四字師号は、每名八貫文省を納銭すべし。紫衣六字師号は、每名九貫文省を納銭すべし。知事は、每名八貫文省を納銭すべし。住持僧職法師は、每名一十五貫文省を納銭すべし。十方禪院僧の散衆は、每名二貫文省を納銭すべし。紫衣二字号は、每名三貫文省を納銭すべし(只だ紫衣無師号も同じ)。紫衣四字師号は、每名四貫文省を納銭すべし。紫衣六字師号は、每名六貫文省を納銭すべし。知事は、每名五貫文省を納銭すべし。住持長老は、每名一十貫文省を納銭すべし。宮觀道士の散衆は、每名二貫文省を納銭すべし。紫衣二字師号は、每名三貫文省を納銭すべし(只だ紫衣無師号も同じ)。紫衣四字師号は、每名四貫文省を納銭すべし。紫衣六字師号は、每名五貫文省を納銭すべし。知事は、每名五貫文省を納銭すべし。知観法師

号は、每名八文省を納銭すべし(道正副等も同じ)。詔に依る。

(『宋会要』第七冊、六一九四頁)

とある。この内容をまとめたものが左の表である。

散衆(平僧侶・道士)	五貫文省	二貫文省	二貫文省
紫衣二字師号(紫衣無師号)	六貫文省	三貫文省	三貫文省
紫衣四字師号	八貫文省	四貫文省	四貫文省
紫衣六字師号	九貫文省	六貫文省	五貫文省
知事	八貫文省	五貫文省	五貫文省
住持僧職法師 (住持長老・知観法師号)	一五貫文省	一〇貫文省	八貫文省
			宮 觀

金額の単位「文省」とは省陌しょうぼくの意で、百銭に満たない銭をもつて百銭として通用するとしたものである。

当時、経済の急速な発展から銅銭の需要が銅銭の発行量を上回るペースで高まったために、結果的に市中に流通する銅銭が慢性的に不足することになった。そのため唐代末期以後に銅銭の穴に紐を通して纏めた束(陌)一差しに一定の枚数があれば、それをもって百枚と見なすという短陌(省陌)の習慣が形成されるようになった。五代十国の一つである後梁では、乾祐年間(九四八―九五〇)に七七枚をもって銅銭百

枚として見なすことを公的に定めた。宋代でも採用され、太平興国二年（九七七）に七七枚で百枚と見なすと決められた。したがって五貫文省とは、五貫文×〇・七七＝三貫八五〇文となる。

は  
なお『建炎以来朝野雜記』（甲集卷一五）「僧道免丁錢」に

僧道士の免丁錢は、紹興十五年始めて之れを取る（正月癸酉）。十五千より二千に至る、凡て九等なり。大率律院の散僧は丁五千。禪寺の僧・舎觀の道士、散衆は丁二千。長老、知觀、知事、法師、紫衣師号の有る者は、皆な次第に増錢す。六字・四字の師号ある者は、又た是れに倍す。歳入の緡錢は約五十万緡。上供に隸したがう。

二十四年、紫衣師号を以て售らず。乃ち詔す、律院の紫衣師号の有る者は、禪刹の禪僧及び宮觀の道士の有る者、丁錢一千三百有奇を輸めるに視え錢を輸める。八月癸巳、今に至り以て初めて免丁を取る例と為す。立法の時年六十以上及び病廢殘疾者は免ずるを聽す。後ちに詔して、七十以上乃ち之を免ず。然るに今、浙中の諸大刹及び都城の道觀、時に多くの旨有りて、徭役科敷を免る。而して州県は、反して其の額を以て民間に於いて敷き、大いに人の患いと為る。

（『建炎以来朝野雜記』上、中華書局、一五五三頁）

『宋会要』道釈部訓注（九）（永井）

とあり、免丁錢の課税は紹興一五年一月から始まったことが分る。『朝野雜記』では課税額について一五貫から二貫までの九段階に分けるとあるが、『宋会要』によっても、二貫、三貫、四貫、五貫、六貫、八貫、九貫、一〇貫、一五貫の九段階となつてゐることが分る。

志磐の『仏祖統紀』卷四七の紹興一五年には、十五年。天下僧道に勅し始めて勅丁錢を納めせしむ。十千自り一千三百に至る。凡て九等なり。之を清閑錢と謂う。年六十已上及び殘疾者は免納を聽す。

（大正藏四九、四二五c）  
また『仏祖統紀』卷五〇の進納度僧でも、

僧道に勅して始めて免丁錢を納めせしむ。之を清閑錢と謂う。

とある。  
（大正藏四九、四五三b）

南宋では一般民衆は丁男を対象とした人頭税である身丁税のほかにも免役錢を負担しながら、さらに義務的な里正・戸長などの役も課せられた。一方、僧道には原則として税は免除されていたが、財政の逼迫により丁税を免ずるための免丁錢を課するようになったのである。

身丁錢は丁男を対象として原則均一賦課であるが、免丁錢は課税対象となる僧道に対して、その身分・地位に応じて差

が付けられている。

僧道に課せられた免丁銭について、志磐は『仏祖統紀』巻四七の紹興一五年の所で、

僧道目して丁夫に同じうし、而も征賦を出すを以て之を免がる。豈に独り僧道の恥ならんや、亦た国家の二教を尊尚することを知らざるの恥なり。

(大正蔵四九、四二六a)

と述べ、僧道が丁夫と同じように税金を払うことの恥と、国家が僧道から税金を取るといふ二重の恥を嘆いている。

ところで出世間である僧道は、本来ならば免税である筈なのに、僧道に免丁銭が課税されたことについて、塚本善隆「宋の財政難と仏教」(『同氏著作集』五、大東出版社、二八頁)の中で、紹興一二年に度牒の出售停止による収入減をこの税銭で補わんとした面があったと述べる。因みに志磐の『仏祖統紀』巻五四の「三教厄運 儒道釈」の条には、

高宗紹興十二年、詹叔義上表して、度牒を売るを住めんことを乞う。十五年、僧道に勅して免丁銭を納めしむ。侍郎呉秉信度牒を売ることを請うも、論じられ而して出づ。

(大正蔵四九、四七一b)

とあり、一旦停止された進納度牒の復活を働きかける動きもあったが、当局は免丁銭を課税する方策をとった。

[184]

〔原文〕

開壇受戒

凡童行得度為沙弥者、每歲遇誕聖節、開壇受戒。壇上設十座、  
積律僧首十闍梨、說三百六十戒、授訖、祠部給牒賜之。東京  
於太平興國寺置壇。大中祥符三年、賜名奉先甘露戒壇。(後  
慈孝建大乘戒壇。)諸州各置壇、聽從地便往受。東京四、(青  
鄆、徐、登)、京西六、(河南、許、兗、隨、潁、郢)、河北三、  
(大名、真定、倉方)河東五、(并、潞、晋、絳、汾)、淮南九、  
(揚方楊、廬、壽、楚、泗、通、泰、舒、蘄)、江南十四、(江寧、  
宣、歙、池、江、太平、饒、信、洪、撫、処、吉、筠、袁)、  
兩浙十五、(杭、蘇、明、越、湖、閩方閩、常、秀、睦、溫、台、衢、  
婺、処、江陰)、荆湖六、(潭、衡、永、郴、全、道)、福建三、  
(福、泉、漳)、川陝七、(益、綿、漢、眉、彭、邛、陵)。

〔訓読〕

開壇受戒

凡童行得度し沙弥と為らんとする者は、每歲誕聖節に遇え  
およそば、開壇受戒すべし。壇上に十座を設け、積律の僧首十闍梨、  
三百六十戒を説き、授け訖れば、祠部は牒を給し之を賜う。  
東京は太平興國寺に於いて壇を置く。大中祥符三年、名を賜

〔五十嵐〕

りて奉先甘露戒壇とす。(後に慈孝に大乘戒壇を建つ。)諸州各おの壇を置き、地の便に従いて往きて受くるを聴す。東京四、(青、鄆、徐、登。)京西六、(河南、許、襄、隨、潁、郢。)河北三、(大名、真定、滄。)河東五、(并、潞、晋、絳、汾。)淮南九、(揚、廬、壽、楚、泗、通、泰、舒、蘄。)江南十四、(江、寧、宣、歙、池、江、太平、饒、信、洪、撫、処、吉、筠、袁。)兩浙十五、(杭、蘇、明、越、湖、潤、常、秀、睦、溫、台、衢、婺、処、江陰。)荊湖六、(潭、衡、永、郴、全、道。)福建三、(福、泉、漳。)川陝七、(益、綿、漢、眉、彭、邛、陵。)

〔解説〕

童行で得度し沙弥になつた者は全て毎年皇帝の誕生日に戒壇受戒をする。壇上には一〇座が設けられ、律僧の一〇人の僧首が沙弥に三六〇戒を説き授戒する。また祠部は沙弥に度牒を給付する。東京では太平興國寺に戒壇が置かれ、大中祥符三年(一〇一〇)にはこの戒壇は奉先甘露戒壇と名付けられた。後に慈孝寺にも大乘戒壇が設けられた。

なお開封の太平興國寺については、『日本大百科全書』一四に次のように記されている。

宋の太宗が太平興國二年(九七七)に重建、太祖の像を安置した。寺の西方に訳経院(のち伝法院と改む)を建て、インドより来朝した天息災、施護、法天などが訳経に従事した。神宗の熙寧五年(一〇七二)には、日本の成尋、

頼縁、快宗らが訪れ、月称、慧賢、慧詢、定照などに謁している。当時の寺のようすは成尋著『參天台五台山記』に詳しい。徽宗の宣和元年(一一一九)に破却され、その後のことは不明。そのほかにも全国に同名の寺が多くあるが、それは九七八年に勅して天下の無名の寺に寺額を下賜し、太平興國寺と称したからである。なかでも有名なのは江西省袁州、山西省翼城県、五台山の太平興國寺である。また、江蘇省鐘山の太平興國寺は、梁代の名刹の開善寺を九八〇年にこの寺名に改めたもので、明代に太祖の孝陵を築くために東方に移し、靈谷寺と改めた。

〔『日本大百科全書』一四、小学館、五二六頁〕  
諸州にも、地元の意向を聞き入れて各々戒壇が置かれた。このことは『仏祖統紀』巻五三にも見える。

詔す、京師に奉先甘露戒壇を立つべし。天下諸路も皆な戒壇を立つべし。凡そ七十二所。京師に別に大乘戒壇を立つべし。

(大正蔵四九、四六三a)  
なお戒壇が設置された七二州を纏めると次の通りである。

東京道には四ヶ所(青州、鄆州、徐州、登州)。  
京西路には六ヶ所(河南府、許州、襄州、随州、潁州、郢州)。  
河北路には三ヶ所(大名府、真定府、滄州)。  
河東路には五ヶ所(并州、潞州、晋州、絳州、汾州)。

淮南東西二路には九ヶ所（揚州、廬州、寿州、楚州、泗州、通州、泰州、舒州、蘄州）。

江南東西路には十ヶ四所（江寧府、宣州、歙州、池州、江州、

太平州、饒州、信州、洪州、撫州、処州、吉州、筠州、袁州）。

兩浙路には十五ヶ所（杭州府、蘇州、明州、越州、湖州、潤州、

常州、秀州、睦州、温州、台州、衢州、婺州、処州、江陰）。

荊湖路には六ヶ所（潭州、衡州、永州、郴州、全州、道州）。

福建路には三ヶ所（福州、泉州、漳州）。

川陝には七ヶ所（益州、綿州、漢州、眉州、彭州、邛州、陵州）。

このように七二州に各々戒壇を設置されることになった。例えば明代に釈元賢によつて著された『泉州開元寺志』によれば、

甘露戒壇は大殿の後に在り。先是れ唐の時、其の地常に甘露降り、僧行昭因みに甘露井を浚す。宋天禧三年、朝例普度す。僧始めて戒壇を築す。

（『中国佛寺誌叢刊』一〇六、江蘇広陵古籍刻印社、一七一—一八頁）

とあり、泉州開元寺に甘露戒壇が設置されていたことがわかる。この他、潭州の太平興国寺や杭州の昭慶寺にも寺志等から戒壇が置かれていたことは確かめられたが、甘露戒壇であったかは、この他の州における戒壇がどの寺院に建てられたかは、未詳である。後考を俟ちたい。

〔185〕

〔原文〕

太祖開宝五年二月詔曰、男女有別、著在礼経。僧尼無間、実案教法。自今尼有合度者、只許於本寺起壇受戒、令尼大德主之。其尼院公院公事、大者送所在長吏鞫斷、小者委逐寺三綱区分。無得与僧司更相統撰。如違、重寘其罪。

〔訓読〕

太祖開宝五年二月詔して曰く、男女の別有るは著かなること礼経に在り。僧尼に間なければ、実に教法を案す。今より尼の合に度すべき者あらば、只だ本寺に於て壇を起し受戒するを許し、尼の大徳をして之を主どらしむ。其の尼院は公院公事なれば、大なるものは所在の長吏に送りて鞫斷し、小なるものは逐寺三綱に委ねて区分せよ。僧司とともに更に相い統撰すること得ることなかれ。如し違わば、重く其の罪を眞くべし。

〔解説〕

太祖開宝五年（九七二）年の詔。『儀礼』には「男女有別」とされており、僧と尼僧の間においても区別がなければ、教法を乱してしまうことになる。これより尼僧にならうとする者は、自分の寺院の尼院でのみ壇を起し受戒しなければなら

ない。なお受戒の司会は尼僧の大徳に司らせた。尼院は公に認められた院であり、(受戒は) 公に認められた行事なので、大きな寺院では地元の役人のところで正しく行われたか裁断し、小さな寺院ではそれぞれの寺の三綱に委ねて判断することになった。僧録司と協力して僧と尼が一緒に受戒することがないようにしなければならない。違反する者は重い罪を科すことになる。

この詔勅は、『儀礼』で男女が別でなければならぬと定めていることに基づき、僧と尼僧が同じ戒壇で受戒していることを、太祖(趙匡胤)が改めたという内容である。この記事については『統資治通鑑長編』と『燕翼詒謀録』及び『仏祖統紀』によって傍証できる。

まず『統資治通鑑長編』卷一三には、

己卯、僧尼をして各おの相い統撰することなからしめ、  
当に受戒する者は各おの本寺に於いて壇を置くべし。

とある。

(『統資治通鑑長編』第二冊、中華書局本、二七九頁)

次に『燕翼詒謀録』卷二の「尼不得於僧寺受戒」には、

僧寺戒壇にて尼の受戒其の中に混淆せり、因りて以て奸と為す。太祖皇帝尤も之を惡む、開宝五年二月丁丑、詔して曰く、僧尼に間なければ、実に教法を紊す、応に尼の合に度すべき者は、只だ本寺に於てのみ壇を起し受戒

するを許し、尼の大徳をして之を主どらしめよ、如し違わば重く其の罪を置くべし。人の告ぐるを許す。則ち是れ尼の受戒、戒壇に入るを須いず、各おの其の本寺に就かしむ。近世の僧、戒壇中、公然と新尼を招誘し受戒す、其れ至らざるは、反つて誣るに違法を以てす。尼亦た法令を知らずも本より僧を禁ずるなり、亦た信ずれば以て然りと為す。官司は宜しく申明し之を禁止すべし。

(中華書局本、二〇頁)

とある。

さらに『仏祖統紀』卷四三では、

詔して曰く、僧尼に間なければ実に教法を紊す。今よりは尼寺に於て壇を置き受戒し、尼の大徳をして主どらしめよ。

(大正蔵四九、三九六b)

なお、『礼経』は四書五経の内の一つである『儀礼』を指す場合が多い。『儀礼』は士冠礼や士昏礼など一七篇があり、士の階級の成人式や結婚の礼などの儀式が詳しく説かれ、漢代以後の風俗・慣行をもとに纏められた、きわめて形式化された行礼の記述である。このような行礼の法を述べた『儀礼』の解説を中心に古代中国人の人生観や世界観について記述したものと『礼記』がある。『礼記』には「郊特性」「大伝」「昏義」の三篇に「男女有別」が示されている。この他、「曲

礼」上篇を始め多くの篇で、男女の間にけじめをつけることがしばしば説かれている。男女に別あることは、中国社会の人間関係を律する五倫の一つに数えられている。五倫については、『孟子』の「滕文公」上篇に「教うるに人倫をもつてし、父子に親あり、君臣に義あり、夫婦に別あり、長幼に序あり、朋友に信あらしむ」とある。

尼院は尼寺のことである。公院という表現は珍しいが、「其尼院公院」とあることから国が運営している官寺であると考えられる。そのため、その寺院での決定は公の決定であるから公事とされ、大きな寺院では地方の役人が裁断し、小さな寺院では三綱が判断することが規定されている。三綱とは上座・寺主・維那の三役職であり、いずれも寺院の運営に関わる役職である。

僧司とは僧録司のことである。『アジア歴史事典』によれば、中国、仏教統制のための役所。僧録司は後秦よりあったが、唐代には祠部の下に天下の僧尼を統領し、宋代には左右僧録司が置かれて、鴻臚寺の管掌のもとに僧尼の帳籍および僧官の補授をつかさどった。

(『アジア歴史事典』第五卷、平凡社、三七四頁)とある。ちなみに鴻臚寺とは『中国仏教大辞典』によれば、

北斉が大鴻臚を改め、朝貢・外交使節などの外国に関する事項、および国家的な祭祀をつかさどる役所として置

いたもの。(中略)唐代には、初めは僧尼の統制もおこなった。しかし、延載元年(六九四)僧尼は祠部の所轄に移され、次いで開元二四年(七三六)再び鴻臚寺の管轄に変わり、翌年また祠部の管轄下に入り、天宝二年(七四三)正式に祠部の所轄となった。だが功德使の設置とその勢力の伸長に伴って、憲宗の元和二年(八〇七)には、僧尼の管轄権は功德使の手に移った。

とある。(『中国仏教大辞典』東京堂出版、一〇六頁)

ところで贊寧が撰した『大宋僧史略』巻一の「尼得戒由」には、尼僧が僧の寺で受戒できなくなったことに関して、次のように示されている。

愛道の初縁、豈に容易為らん、阿潘、俗を出るも又た実に希奇なり。始め徒三帰を受く。且つ未だ二衆を全うせず。五運凶を按ずるに云く、漢の永平丁卯より、宋の元嘉甲戌(四三四)の中間に洎るまで、相い去ること三百六十七年にして、尼、方め戒を具す。又た薩婆多師資伝に云く、宋の元嘉十一年春、師子国の尼の鉄索羅等十人、建康南林寺の壇上に於いて、景福寺の尼の慧果浄音等二衆の為に受戒法事に中る。十二日で三百余人を度す。此に方めて二衆に於いて尼受戒す。慧果を始めと為すなり。知阿潘等は但だ三帰を受く。又た晋の咸康中、

尼の淨檢一衆の辺に於いて得戒す。此れ亦た未だ全からざるなり。建武中に及び、江北の諸尼乃ち僧寺に往きて受戒すも、累朝輟めず。近く太祖の勅を以て、尼の僧中に往きて受戒するを許さず。是れより尼還た一衆に於いて本法を得るや。而して已に戒品終に円かならず。今聖、英達明晰なれば、護法の士、宜しく奏して旧行の免法に仍ることを乞い、之を減すること過速ならんや。

(大正藏五四、二三三八b)

これによれば、太祖の勅で尼僧が僧の寺で受戒できなくなつたことにより、尼僧のみで受戒を行うことは、戒品が不十分で不備となり、仏法の衰退につながる、と律僧贊寧は嘆いているのである。中国の礼の思想にもとづいた太祖の勅と、仏法思想にもとづいた贊寧の考え方との対立が垣間見えるところである。

〈本間・五十嵐〉

〔186〕

〈原文〉

僧徒本教不許習他義。自今無得習天文、地理、陰陽之学。

〈訓読〉

僧徒は教を本とし他義を習うことを許さず。今より天文、地理、陰陽の学を習うることなかれ。

〈解説〉

僧侶は仏の教えを学びの本とし、今より天文、地理、陰陽の学を習うことを禁ずる、僧侶への禁止事項についての詔勅である。このような詔の発布は、当時の仏教界の実態を知らしめる。ちなみに『遺教経』にも、

淨戒を持つ者は、販賣貿易し、田宅を安置し、人民・奴婢・畜生を畜養することを得ざれ。一切の田植及び諸の財宝、皆当さに遠離すること火坑を避くるが如くすべし。草木を斬伐し、土を懇し、地を掘り、湯薬を合和し、吉凶を占相し、星宿を仰観し、盈虚を推歩し、曆数算計することを得ざれ。皆応ぜざる所なり。身を節し、時に食して、清淨に自活せよ。世事に参与し、使命を通致し、呪術し、仙薬し、好みを貴人に結び、親厚嫺慢すること得ざれ。皆作すべからず。当さに自ら端心正念して度を求むべし。瑕疵を包蔵し、異を顕し、衆を惑はすことを得ざれ。四供養に於て、量を知り、足ることを知り、趣かに供事を得て蓄積すべからず。此に則ち略して持戒の相を説く。

(大正藏一二、一一一〇c)

とある。また、道僧格を底本として成立している『養老僧尼令』の第一条をもとに、諸戸立雄氏が道僧格を復旧した「観玄象条」には、

諸もろの道士女冠僧尼、上に玄象を觀、仮いつわつて災祥を説き、語、国家に及び百姓を妖惑し、并びに兵書を習読するを犯し、殺人奸盜、及び聖道を得ると詐称して、獄成りし者は、赦に會うと雖も、猶お俗に還すべし。並びに法律に依りて官司に付して罪を科すべし。

とあつたという（『中国仏教制度史の研究』平河出版社、二七頁）。

〈本間・五十嵐〉

〔187〕

〈原文〉

太宗太平興国八年八月、詔、自今後諸処申請祠部戒牒、当職官交付本処進奏知後官訖、具限以聞。知後官等獲時、如法封角、通赴本処訖、具状申報。兼下諸路轉運司及本属轉運司州府軍監遍行、逐処委長吏即時勾集給付訖、分析申奏。先是、州市吏、為募人以緡錢市取、齋以至外郡充（焉）、得善価、即付与之、故命条約。

〈訓読〉

太宗太平興国八年八月、詔す、今より後、諸処にて申請せる祠部戒牒、当職官は本処にて交付す。知後官に進奏し訖らば、限りを具して以聞せよ。知後官等獲し時は、法の如く角を封じ、通たがいに本処に赴き訖らば、状を具して申報せよ。兼ねて

諸路の轉運司及び本属の轉運司に下し、州・府・軍監に遍く行わしめ、逐処にて長吏に委ねて即時に勾集し給付し訖らば、分析して申奏せよ。先に是れ、州の市吏は、人に募るに緡錢を以て市取し、齋もたらし以て外郡に至り焉を売り、善価を得ば、即ち之を付与す。為に故に命じて条約す。

〈解説〉

太宗の太平興国八年（九八三）八月の詔。諸処で申請のあつた祠部戒牒は、担当の役人が申請のあつた場所（本処）で交付し、知後官に進奏してから、期限を限つてその分を天子にも報告しなければならぬ。知後官等が報告を受けた際は、法律で規定されているように嚴封して、申請があつた場所に順次送り、送り終てから書状を添えて報告しなければならぬ。同時に諸路の轉運司と本属の轉運司に命じて、州監、府監、軍監はみなそれぞれの場所で同様のことをおこなわせ、それぞれのところでは長吏に委ねてすぐに申請した本人を集めて給付し、給付が終わつたら給付した内訳を付けて報告しなければならぬ。

このような詔を出すのは、次のような事例があつたからである。州の官吏が人を集めて緡錢で戒牒を買い取り、外部に赴いてそれを高い値段で買う人に売りさばくという不正行為がおこなわれている。それ故これを禁じるためこのような詔を下すのである。

なお、祠部は尚書礼部のもとにあり、祠祭、天文、僧道の籍帳、聖節の得度、受戒、紫衣師号の下賜、度牒の紛失や還俗死亡による度牒の回収など、仏道の国家管理が進んだ宋朝にあつて様々な職務に当たつた。

また本文中の知後官とは公吏の一つで、地方の軍、監、場務、転運司から京師に派遣され、各おの進奏院に置かれていた。職務は進奏官と同じだが地位は進奏官に比べ一等級低かつた。

小川貫式「宋代の受戒制と六念・戒牒」(『龍谷大学論集』三八五号、五七頁)によれば、『宋会要』第六七冊の職官祠部の条に、「祠部が牒を給す」とあることから、本項と併せて祠部が戒牒を給付していたことが確認できるといふ。

また「宋代の受戒制と六念・戒牒」によれば、祠部牒を給する際には、一通につき百銭を僧尼から有司に納めさせていた。だが太平興国二年(九七七)、工部郎中候陟はこの点を止めるように上奏したのである。祠部牒給付の方法として、これまで年々諸州から僧尼の籍帳を祠部に進上しているの  
で、祠部牒下付についても諸州から親しくこれを給付することにして、百銭の手数料をとらないことにしたのである。

しかしその結果、諸州の官吏が人を集めて緡銭でそれを買  
い取り、外郡においてもうけがあればこれを転売するなどの不正行為を行うようになってしまった。本項はそれを禁ずる

内容である。

なお『宋会要』の職官一三祠部の条にも本稿と同様な内容の箇所がある。

太宗の太平興国八年八月、詔して曰く、先に是れ祠部の給する僧尼牒は並べて諸州の長吏に伝送して親ら給せよ。如し吏が縁を聞くは奸と為す。人に募るに緡銭を以て市取し、齋し以て外郡に至り焉を売り、善価を得ば即ち之を付与す。今より所在は宜しく前詔を奉行すべし。違う者は重く其の罪を致す。

〔宋会要〕第三冊、二六五八頁

〈本間・五十嵐〉

〔188〕

〈原文〉

真宗大中祥符元年十月、詔、祠部戒牒並破官物書写、旧納官錢、悉除之。

〈訓読〉

真宗大中祥符元年十月、詔す、祠部戒牒並びに官物、書写を破せしは、旧くは官錢を納めせしむるも、悉く之を除くべし。

〈解説〉

理解しにくい一文であるが、『続資治通鑑長編』巻七〇に類似した内容の記述が見られ、理解の一助となろう。

詔す、選人籤符並びに官物、書写、給付を破せしは、旧例には官錢を納めしむるも、特に之を免す。

（『統資治通鑑長編』巻七〇、中華書局本、第六冊、一五七四頁）

この記事と本項記載の内容を合わせて考えると、『宋会要』本文の記事は、次のように解釈できる。真宗の大中祥符元年（二〇〇八）一〇月の詔。祠部戒牒の給付、及び国家財産（官物）や絵画等（書写）を損害してしまった場合、通例では貨幣（官錢）を納めさせているが、特別にこの納入を免除する。『宋会要』と『統資治通鑑長編』の記事を比較すると、「祠部戒牒」と「選人籤符」に違いがあり、合わせて『統資治通鑑長編』では「給付」が付加されている。「給付」とは国家より官吏に支給されたものと理解できるが、「祠部戒牒」と「選人籤符」の違いについては傍証がないためどちらが正しいのかわからない。これについて、後考を俟ちたい。

大中祥符元年一〇月とは、真宗が天書降臨の後に泰山封禪を行った時期であり（本稿（五）〔76〕を参照）、それに合わせて大赦や俸禄・官品の特進が行われており（『宋史』巻七「本紀第七・真宗」〔中華書局本、第一冊、一三八頁〕を参照）、この詔勅も泰山封禪を祝うための一環の詔勅の一つとして発せられたものだと考えうる。

〈本間・五十嵐〉

〔189〕

〈原文〉

二年七月、賜昇州崇聖寺戒壇、名曰甘露戒壇。是州僧德明年八十、習律、為臨壇大德五十年、長講經論、江左僧衆皆其受戒也。所習律藏、旧百三十卷、德明刪補為十三卷、每為人講說、三年一周。真宗召至屢對便殿、求賜壇名故也。

〈訓読〉

二年七月、昇州崇聖寺の戒壇に賜わりて、名づけて甘露戒壇と曰う。是の州の僧徳明、年八十なるも、律を習い、臨壇の戒を受く。習う所の律藏は、旧百三十卷なるも、徳明、刪補して十三卷と為す。毎に人の為に講説し、三年して一周す。真宗召して至らしめ、屢しば便殿にて対す。求むるに壇名を賜る故なり。

〈解説〉

大中祥符二年（一〇〇九）七月に昇州崇聖寺の戒壇に甘露戒壇という名を賜った。これは『仏祖統紀』巻五三で、真宗、昇州崇勝寺に賜いて甘露戒壇と名づく。

（大正蔵四九、四六三a）

に該当するかもしれない。

昇州の僧である徳明は八〇歳で、律学を修めて臨壇大徳と

なり五〇年もの間経論を講じ、江左の僧衆はみなその戒を受けた。徳明が習い修めた律藏はもとと二三〇卷あつたが、それを編集して一三卷とし、常に人の為に講説し三年で一廻りした。真宗は徳明を召してしばしば別殿にて対応し、その求めにより崇聖寺戒壇に甘露戒壇の名を賜つた。昇州は今の南京に当たるとある。

僧徳明については『補統高僧伝』卷一七に、

円覚律師徳明は金陵能仁寺に住す。太宗の召見せるに際遇し、紫衣並びに御容及び羅漢像を賜い以て帰す。律声江の以南に振り、求法の人、之に望みて帰す。真宗位を嗣ぐに、復た贈るに詩章を以てす。精勤にして律を演じ真風に達す、釈子南禅道同じこと少なしの句有り。

(統藏二乙、七、一四四b)

とある。

これによると、徳明は金陵の能仁寺に住していた。律に通じていて、その名声は江南に及んでいた。太宗に謁見した際に紫衣・御影・羅漢像を賜つた。『至大金陵新志』卷一一下によれば、真宗が位を嗣ぐと、徳明は真宗から、「精勤にして律を演じ真風に達す、釈子南禅道同じこと少なし、奥旨は筌蹄にして仏理を悟り、慧灯は九円中に広布す」という詩を賜つた。その詩の全文は、能仁寺の中に真筆として所藏されているとされている(宋元方志叢刊六、中華書局本、

『宋会要』道釈部訓注(九)(永井)

五七〇(一頁)。

〈本間・五十嵐〉

〔190〕

〈原文〉

天禧三年二月、知越州高紳言、当州僧尼既受戒、還家即受父母拜礼。伏以為臣為子、忠孝之道居先、在家出俗怙恃之情匪異。苟乖斯道、是曰乱倫。且子於父母恩報皆一、在儒書則曰昊天罔極、在釈教則曰恩重莫報、安可用小加大、使卑逾尊。蓋越之民、僧俗相半、溺於信奉、忘序尊卑。切見唐太宗貞觀五年嘗禁僧尼受父母拜、方今鴻化風行、革除僥倖、望勅特行戒止、奏有違者、重決罰。從之。

〈訓読〉

天禧三年二月、知越州の高紳言く、当州の僧尼の既に受戒せるもの、家に還れば即ち父母の拜礼を受く。伏して以みるに臣と為るも子と為るも、忠孝の道、先に居り、在家も出俗も、怙恃の情、異なることなし。苟し斯の道に乖かば、是れを倫を乱すと曰う。且つ子の父母に於いては恩報、皆な一なり。儒書に在れば則ち昊天に極りなしと曰い、釈教に在りては則ち恩重くして報ゆる莫しと曰う。安んぞ小を用いて大に加え、卑をして尊を逾ゆべけんや。蓋し甌越の民は、僧俗相半ばし、信奉に溺れ、序を忘れて卑を尊べり。切に見るに唐の太

宗の貞観五年(六三二)、嘗て僧尼の父母の拜を受くるを禁ず。方に今、鴻化、風行すれば、革めて僥倖を除き、望むらくは勅もて特に戒止を行ぜしめ、違する者有るを奏すれば、重く決罰を決せんことを。之に従う。

〈解説〉

天禧三年(一〇一九)二月、知越州の任にあった高紳による上奏文。出家受戒した僧尼が、帰宅したとき孝を尽くすべき父母から、逆に礼拝を受けていることを禁止すべきという。古来より忠孝の道が先ずあり、在家出家に関わらず父母を頼りとする心に変わりはない。もしこれに背けば人倫を乱すと言うべきである。父母の恩は出家在家とも同じである。『詩経』ではこれを「昊天罔極」と言い、仏書では「恩重莫報」と言っている。出家受戒などという枝末なものを忠孝ということ大なるものと比較したり、卑が尊を超えることがあって良いことがあるるか。考えるに私が管轄する甌(温州)や越(越州)では僧俗が二分していて、彼らは信仰に溺れて順序を間違えている。よくよく見れば唐の太宗は貞観五年に僧尼が父母の礼拝を受けることを禁止した。現在、皇帝陛下の威徳が行き渡っているので、仏教が偶然手にしてしまった幸いを取り除き、望むところは勅を降して彼らが戒と禪定のみを行うようにし、もし違犯する者があって知らせがあったら、厳罰に処されんことを願っている。この上奏を認めて詔勅が下された。

高紳については『嘉泰会稽志』巻二に、  
高紳、天禧元年四月、刑部郎中直昭文館を以て知す。三年七月二十六日、任を去る。

(中華書局本、六七五三頁)  
とあり、また『咸淳毘陵志』巻三〇に、

高紳、蚤歳(幼少)のとき、横山冲虚館に寓す。泉を味わうに極めて甘く、恵山に比すべきと謂うも、惜むらくは陸鴻漸の品第に入らざることを。太平興國中、太常少卿を以て出て故里を宰す。章聖の時、其の子夷直に命じて尉と為し、就きて焉を養わしめんとす。首め是の泉を訪るに廢すること已に久しし。是に至りて復た騰涌す。郡の別駕の董黃中、詩を作り其の事を序し、高家の父子泉と名づく。時に天聖三禩(禩)なり。

(中華書局本、三二〇八頁)  
とある。昊天罔極は『詩経』蓼莪(れうが)に出る。広大な父母の恩は報いたくても報いがたいことを言う。また「恩重莫報」の語は、『父母恩重難報経』(大正蔵一六所収)などによるものである。

唐の太宗の貞観五年(六三二)の勅について『仏祖統紀』巻三九に、

五年正月、僧尼道士に詔して父母に致敬せしむ(正観政要)。

(大正蔵四九、三六四 a)

とあったり、『仏祖歴代通載』卷二一に、  
辛卯、僧尼に詔して父母を拝せしむ。

(大正蔵四九、五六九 a)

とあるに相当するが、これは『仏祖統紀』が注記するように  
『貞観政要』卷七の次の記事によるものであろう。

貞観五年、太宗、侍臣に謂いて曰く、仏道の教えを説く  
るは、本、善事を行う。豈に僧尼道士等をして、妄に自  
ら尊崇し、坐ながら父母の拝を受けしめんや。風俗を損  
害し礼経を悖乱す。宜しく即ち禁断し、仍りて拝を父母  
に致さしむべし、と。

(新釈漢文大系九六『貞観政要』下、明治書院、五七五頁)

(永井)

[191]

〈原文〉

十一月尚書右丞林特言、請今諸路普度僧尼、処戒壇受戒。  
如本処無戒壇、即就鄰州有戒壇処。祠部即出戒牒給付。従之。

〈訓読〉

(天禧三年) 十一月、尚書右丞の林特言く、請らくは諸路に  
て普く僧尼を度すに、処の戒壇にて受戒せしめよ。如し本処  
に戒壇なければ、即ち鄰州の戒壇有る処に就かしめよ。祠部

『宋会要』道釈部訓注(九)(永井)

は即ち戒牒を出し給付せんことを。之に従う。

〈解説〉

尚書右丞の任にあった林特が、各地において僧尼を得度さ  
せる場合、所住の地の戒壇にて受戒するものとする。ただし  
その地に戒壇がない場合は近隣の地の戒壇で受戒することを  
認めるものとし、受戒後、祠部はただちに戒牒を給付するよ  
うにと上奏した。この意見は容れられた。

林特については本稿(六)〔103〕を参照されたい。

〈永井〉

[192]

〈原文〉

哲宗元祐元年五月十二日、詔、坤成節、依降勅命、令開封度  
僧外、諸州軍有戒壇処、依在京開壇、与沙弥受戒。

〈訓読〉

哲宗の元祐元年五月十二日、詔す、坤成節には、降せし勅命  
に依りて、開封をして僧を度せしむるの外、諸もろの州軍の  
戒壇有る処にては、京に在りて壇を開くに依るがごとくして、  
沙弥に受戒を与うべし。

〈解説〉

元祐元年(一〇八六) 五月十二日、哲宗の太皇太后(英宗  
の皇后)の誕生日である坤成節(七月一日)に、開封では勅

七三

命をもつて度僧が行われる。戒壇がある各地では開封にならうて沙弥へ受戒することを許す旨の詔勅が下された。

〈永井〉

[193]

〈原文〉

光堯皇帝建炎四年七月二十日、中書門下省言、已披剃、披戴僧尼、道士自来該遇天申節、預前依例合行受戒、天寧節未有指揮。詔、自今後天寧節与依例開壇受戒、上祝道君皇帝聖寿。

〈訓読〉

光堯皇帝の建炎四年七月二十日、中書門下省言く、已に披剃し、披戴せる僧尼、道士、自来、該こたとく天申節に遇えば、預前よこめ例に依りて合に受戒を行はずべし、天寧節は、未だ指揮有らず。詔す、今より後、天寧節には例に依りて壇を開き受戒を与え、上、道君皇帝の聖寿を祝るべし。

〈解説〉

光堯皇帝(高宗)の建炎四年(一一三〇)に中書省から、高宗の誕生日である天申節(五月二日)にはすでに沙弥となつてゐる僧尼、あるいは披戴してゐる道士は前例にならうて受戒させてゐる、しかし高宗の父・徽宗の誕生日である天寧節(二〇月一〇日)については取り決めがないという上奏がなされた。そこで天寧節にも戒壇で受戒を与えるものとし、道

君皇帝・徽宗の聖寿を祈るようにとの詔勅があつた。高宗の尊称光堯皇帝については本稿(一)(3)を参照のこと。また道君皇帝は左に引く『宋史』卷二二にあるように宣和七年(一一二五)二月、欽宗の即位にともない、退位した徽宗に贈られた尊号。

十二月乙巳(中略)庚申、内禪を詔し、皇太子、皇帝の位に即く。帝を尊びて教主道君太上皇帝と為し、龍德宮に居せしめ、皇后を尊びて太上皇后と為す。

(中華書局本、第二冊、四一七頁)

〈永井〉

[194]

〈原文〉

紹興二年閏四月二十四日、詳定一司勅令所言、今參酌紹興法、擬修下條。諸未受戒僧尼遇聖節、執度牒僧司驗訖、本州出戒牒、並以度牒六念連粘用印。仍於度牒内、注給戒牒年月日。印押給訖、申尚書礼部。諸僧道歲當供帳、官司前期取度牒驗訖、聽供帳。候申帳到州、州委職官一員取度牒對帳驗寔、申發所屬。其行遊在外者、所在官司於度牒後連紙批書所給公憑。〔右並入紹興道積令、以紹興二年二月十八日尚書省批狀詳定〕衝改本條不行。諸僧尼遇開壇受戒及供僧道帳、若度牒有偽冒、失於驗認、並帳不寔、經歷官司杖一百、所供官減一等。〔右

入紹興詐偽勅、以紹興二年二月十八日尚書省批狀詳定）係親立詔、仍先以施行。先是吉州天寧節開壇受戒、有僧偽作度牒、守臣徐宇有請、故至是立法。（紹興三十二年壽皇聖帝已即位、未改年）

〔訓読〕

紹興二年閏四月二十四日、一司の勅令を詳定して言う所は、今紹興の法を参酌して下條を修せん」とす。諸もろの未だ受戒せざる僧尼は聖節に遇わば、度牒を執りて僧司に駁せられ訖らば、本州より戒牒を出し、並びに度牒・六念を以て連ねて粘り印を用う。仍お度牒の内に於いて、戒牒を給わる年月日を注す。印、押し給い訖らば、尚書礼部に申せ。諸もろの僧道は、歳、供帳に当たれば、官司は前期に度牒を取りて験し訖らば、供帳するを聴せ。申帳、州に到るを候ちて、州は職官一員に委ね度牒を取りて帳に対して寔なるかを験し、所屬に申発せよ。其の行遊して外に在る者は、所在する官司より度牒の後において紙を連ね給うる所の公憑に批書せよ。（右は並べて紹興道釈令に入れ、紹興二年二月十八日の尚書省の批状を以て詳定せり）本條に衝改せば行わざれ。諸もろの僧尼は開壇受戒及び僧道帳を供するに遇わば、若し度牒に偽冒有りて、験認を失い、並びに帳の寔ならざれば、官司の杖一百を経歴し、所供官は一等を減ぜよ。（右は紹興詐偽勅に入れ、紹興二年二月十八日の尚書省の批状を以て詳

定せり）係わりて親めて詔を立つるも、仍お先んじて施行を以てせよ。先に是れ吉州にて天寧節の開壇受戒に、僧有りて度牒を偽作す。守臣の徐宇より請有るが故に是の法を立つるに至れり。（紹興三十二年、壽皇聖帝は已に即位するも、未だ年を改めず）

〔解説〕

本項は「紹興の法」を参照して僧尼の度牒、戒牒に関する従来の条文を改めた記録である。紹興二年（一一三二）閏四月二四日に、ある部署を指定して度牒、戒牒に関する従来の条文を、紹興法を参考に修正せよとする勅令が出された。修正を命じられた条文の内容は、以下の通りである。

まだ受戒をしていない諸もろの僧尼は聖節に合わせて、度牒持参で僧司に確認してもらってから所在する州より戒牒が発行され、度牒と六念と貼り合わせて捺印される。さらに当人の度牒にそれぞれ戒牒給付の年月日を明記する。捺印されてからそのこと（戒牒給付）を尚書礼部に報告するよう義務づける。また、僧籍簿（僧尼の在籍者名簿）に記載すべき年になると、予め所管の部署が僧道らの度牒を取り寄せて確認し、この手続きが済んだらその記帳が認められる。新たにできた僧籍簿が州に提出されるのを待つて、州は一人の職官に委ねて、各々の度牒を取ってその記載内容が僧籍簿と合致するかを点検した上で、所屬（祠部）に申告し提出する。また、

遊行に出かけた者に關しては、その籍が置かれた場所の役所がその度牒の後ろに紙を貼りつけてその理由を記して公的証明書とする。（右の条文内容は、すべて紹興道釈令に入れられ、紹興二年二月二十八日付けの尚書省の返答を以て確定となったものである。）この内容と齟齬する別の条文があった場合、それら施行はしてはならない。

また、諸もろの僧尼は、開壇受戒あるいは僧道の僧籍簿に登録する際に、もし度牒の偽造や成り済ましがあつたり、確認が怠つたり、僧籍簿に虚偽となる記載があつたりした場合、まず役所で杖一百の刑を処せられる上、僧籍簿に登録させた役人も一等級の減給処分とする。（右の条文内容は、すべて紹興詐偽勅に入れられ、紹興二年二月二十八日付けの尚書省の返答を以て確定となったものである。）

上記の二つの内容を合わせ創めて詔を出す、これに先んじて施行せよ。

また、こうした内容追加の理由に、吉州（江西省）における天寧節の開壇受戒で、度牒を偽造した僧がいたことから、現地の官吏である徐宇より懇願があつたことが挙げられている。（紹興三二年（一一六二）に寿皇聖帝（孝宗）は已に即位したのであるが、未だ改元はしていなかった）。

天寧節とは、徽宗の誕生日（一〇月一〇日）である。

徐宇については未詳で、わずかに『建炎以来繫年要録』卷

六七の記述によつて、紹興年間（一一三一～六二）に福建路転運判官を任じたことが知られる。

一方、本項でいう「紹興の法」については、具体的には紹興年間のいずれの法律を指しているのか不明である。ただ、『慶元条法事類』にはこの条文内容の裏付けとなりうる記述がある。まず、「詐偽勅」の内容は下記の通りである。

#### 詐偽勅

諸もろの僧道帳を供するに、偽冒有り、験認を失い、並びに帳の実ならざることあらば、官司の杖一伯（伯、一伯）を経歴し、委ねる所の官は壹等を減ぜよ。

（『慶元条法事類』卷五一、新文豊本、四八〇頁）  
これは本項の内容とほぼ一致していることからすれば、おそらく本項にいう「紹興詐偽勅」もほぼ同文であろう。また、「道釈令」「係帳」の内容の一部は下記の通りである。

#### 道釈令

#### 係帳

#### （中略）

諸もろの僧道は、歳、供帳に当たれば、官司は前期に度牒を取りて験し訖らば、供するを聴せ。其の行遊して外に在る者は、所在する官司より度牒の後に於いて紙を連ねて批書し、供せらるる処の寺観より書印して給付せよ。如し帳の後に行遊せば、止ただ給うる所の公

憑にのみ批書せよ。

(同右、四八一頁)

右も本項の内容と類似していることからすれば、本項に出る「紹興道積令」の該当部分もこれに似た内容ではないかと推定される。

(程)

[195]

〔原文〕

八月二十四日、礼部言、新制斥売度牒。已批剃披戴僧尼、女冠、除遇天申節受戒外、未有條式。乞遇会慶節、依例逐州開壇受戒、令都進奏院遍下諸路州軍於行。從之。

〔訓読〕

(紹興二年) 八月二十四日、礼部言く、新制は度牒を売るを斥く。已に批剃披戴せる僧尼女冠は、天申節に遇いて受戒するを除く外、未だ條式有らず。乞うらくは、慶節に遇会せば、例に依りて州ごとに開壇受戒せしめ、都進奏院をして遍く諸路・州・軍に下し施行せしめよ。之れに従う。

〔解説〕

本項は、礼部の提言により開壇受戒の規程に対する補足が行われた記録である。

すなわち、八月二四日に、礼部が次のように提言した。新

『宋会要』道積部訓注(九)(永井)

制度では度牒の販売を斥けたが、已に出家得度した僧尼女冠は、天申節に合わせて受戒ができる以外、未だこれに規定する條式がなかったことから、今後ほかの慶節にも合わせて、例に依りて州ごとに開壇受戒することを認め、さらにこのことを都進奏院を通して遍く諸路・州・軍に下し施行させることを願う。この上奏が聞き入れられた。

まず本項でいう「新制」とは、おそらく建炎三年(一一二九)八月一〇日に出された「祠部度牒に改めて綾紙を用いる勅」(『建炎以来繫年要録』卷二六、五二〇頁)のことであろう。従来、度牒の作成には黄紙が用いられてきたが、偽造しやすいことから、綾紙に改められた。

また、天申節とは、南宋初代皇帝である高宗の五月二一日の誕生日に合わせて建炎元年(一一二七)に設けられた慶節の一つである。

なお本文中には「遇会慶節」という表現がある。会慶節は南宋の二代目皇帝である孝宗の一〇月二二日の誕生日に設けられた慶節ではあるが、設定されたのが紹興三二年(一一六二)八月二六日のことであることからして、紹興二年に提案された本項において言及されるはずはない。「遇会慶節」の一段は「慶節に遇会す」と訓む。

ところで、都進奏院については、『宋会要』「職官二」に「進奏院」の項目があり、そこに進奏院にかかわる歴代の詔勅が

かなり詳細に記されているが、その冒頭に『両朝国史志』の記載を引用して、進奏院の職掌などについて次のように説明している。

進奏院

両朝国史志。都進奏院、監官は二人、京朝の官及び三班の使臣を以て充て、詔敕及び諸司の符牒を掌受し、其の州府軍監を弁じて以て之れを頒下す。並びに天下の章奏を受け、案牘、状牒を以て奏御して、諸司に分授す。進奏官は一百二十人なり。（後略）

〔宋会要〕新文豊本、第三冊、一三三七九頁）  
これによれば、都進奏院は全国からの上奏文や報告を受け付けたり、また朝廷からの勅令を全国各地へ頒布したりする業務を司る役所で、そのトップである監官（定員二名）を務めるのが中央の官吏で、具体的な業務を携えるのが進奏官（定員一二〇名）と呼ばれる役人であるという。

〔程〕

〔196〕  
〔原文〕

徽宗宣和元年十月二十六日詔、天下州府道士受戒、並就神霄玉清万寿宮殿下壇上、在京道士就在京神霄玉清万寿宮。

〔訓読〕

徽宗宣和元年十月二十六日、詔す、天下の州府の道士受戒するに、並べて神霄玉清万寿宮の殿下の壇上に就き、在京の道士は在京の神霄玉清万寿宮に就くべしと。

〔解説〕

徽宗、宣和元年（一一一九）十月二十六日の道士の受戒の場所に関する詔。全国の諸地方の道士は各地方にある神霄玉清万寿宮の殿下の壇上にて受戒し、京師の道士は京師の神霄玉清万寿宮にて受戒するようにとの命令。

徽宗は政和五年（一一一五）のころ林靈素に出会うが、次第に林靈素を寵愛し、その後宣和元年十一月に林靈素がその郷里温州に流されるまで様々な道教偏向の政策を打ち出す。本詔勅はその時期にあたるものである。

「神霄」とは、林靈素の言によれば次の説明がある。

天に九霄あり、而して神霄を最高と為す、其の治むるは府と曰う。神霄玉清王とは、上帝の長子なり、南方を主り、長生大帝君と号す、陛下は是なり、既に世に下降す。其の弟は青華帝君と号す、東方を主り、撰して之を領す。己は乃ち仙卿を府し楮慧と曰う、亦た下降し帝君の治を佐く。

〔宋史〕卷四六二「林靈素伝」、中華書局本、第三九冊、一三五二八頁）

霄とは天空の意味で、道教では九つの霄にそれぞれ大帝が

いるとした。九霄の内訳にはいくつかの説があるが、北宋末の道士王文卿の創始した道教の一派である神霄派では、九霄の最高層を神霄とする。林靈素は徽宗を神霄玉清王の降臨とした上で、自らを褚慧とし、徽宗の治を助けるために降臨したとして、徽宗の寵愛を得たのである。徽宗と道教の關係においては、徽宗の即位当時、神宗のころより宮中と關係の深かった茅山派の劉混康の影響が濃厚であったが、徽宗は次第に林靈素の教えに傾倒する。

「神霄玉清万寿宮」の創建については、『皇宋通鑑長編紀事本末』卷一二七に次の記録がある。

辛未、御ら筆す、天下の天寧万寿觀は改めて神霄玉清万寿宮と作せ。如し小州、軍、監に道觀なくば、僧寺を以て充て、即ち天慶觀を將て改むることを得ざれ。仍お殿上に長生大帝君、青華帝君の聖像を設けよ。

(黒竜江人民出版社本、二二二—二三二頁)

この徽宗による詔勅は、政和七年二月、天寧万寿觀を神霄玉清万寿宮に改名し、もし地方に道觀がなければ仏教寺院を変えてこれに充てよというものであるが、「神霄」という名の示す通り、林靈素の影響下において、徽宗が全国に国家的道教の施設として作らせたものが神霄玉清万寿宮である。その殿上に置かれたのは長生大帝君、青華帝君の聖像、即ち徽宗と林靈素がその降臨とされたものであった。なお、天寧万寿

觀とは徽宗が劉混康に建立させた道觀（『皇宋通鑑長編紀事本末』卷一二七）である。本文の詔勅は徽宗及び林靈素による神霄派の国家的道教推進のための政策の一つと理解できよう。

ちなみに、本稿（八）〔143〕の宣和元年正月一五日の詔勅もこの時期の徽宗による道教偏重政策の一環の詔勅であるが、この記事は『統資治通鑑長編拾補』卷三九に更に詳しい記事があるのでここに補足する。

宣和元年正月乙卯、手づから詔す、<sup>すべ</sup>ての寺院の屋宇、田産、常住は、一切旧の如く、永えに改革せざれ。敢えて議すこと有る者は、御筆の論に違うを以てす。其の服飾、其の名称、其の礼、其の言は並べて改めて中国に従い、仏号は大覺金仙、余は仙人、大士の号と為せ。僧は徳士と称し、寺は宮と為し、院は觀と為せ。即ち住持の人は知宮觀事と為すも、其の教を廢さず、其の礼を害さざれ。而して已に言念は四方万里の遙か、其の徒の衆は茲の意を悉にせず、路の監司一員ごとに其の事を聴かしめ、郡守の僚佐は召集播告し、咸く之を知らしむべし。（中略）御から筆す、僧に已に詔を降し、改めて徳士と為し、所有の僧録司は改めて徳土司と作すべし、左右街の道録院は改めて道徳院と作すべし。徳土司は道徳院に隸屬し、蔡攸は通行し提拏せよ。天下の州府の僧正司は並べて徳

士司と為すべし。

（『統資治通鑑長編拾補』卷三九、中華書局本、第三冊、二二一八頁）

この詔勅は徽宗による仏教排斥の最たるものと考えられるが、その中においてもこの文献を見る限りにおいては仏教への配慮を窺い知ることが出来る。また、趙与時『資退録』卷一には、この仏教名称改名の詔勅を出した背景に林靈素の進言があり、その後皇太子がこれに反対し、西域僧と五台僧に林靈素と法術を争わせたという逸話が記される。

靈素に謂いて曰く、朕昔、清華帝君の処に到り、魔髡を改除せよと言わるるを獲たり、何の謂なりや。靈素遂に縦言す、仏教、道を害す、今滅すべからずと雖も、合に改正することを与うべし。仏刹を將て改めて宮觀と為し、釈迦を改めて天尊と為し、菩薩を改めて大士と為し、羅漢を尊者に改め、和尚を徳士に改め、皆な髮頂を留め執簡を冠すべし。旨有り依りて奏す。皇太子、上殿し之を争い、胡僧一りをして立ちに十二人を蔵さしめ、並びに五台僧二人道堅等をして、靈素と法を鬪わしむ。僧勝らず、戴冠執簡せんことを情願す。太子僧の罪を贖わんことを乞う。旨有り、胡僧は放逐す。道堅は中国人に係す、開封府に送り刺面決配せよ。開宝寺の前に於いて衆に令す。

（『資退録』卷一、上海古籍出版社、四頁）

本文中、「胡僧一立蔵十二人」については解釈のしづらい文であるが、ここでは、一人の胡僧に神通力でもって十二人を隠させたと解釈した。とまれ、この資料からわかるように、徽宗と林靈素の仏教名称改名の詔勅に対し仏教側や朝廷内部でも黙って見ていたわけではなかった。この資料では仏教側は林靈素と法術を競って敗れ処分を受けたと記載される。この事件と、上記『統資治通鑑長編』中の徽宗の仏教への配慮との直接的な関連はわからないが、仏教界に大きな波紋を与えたことは窺い知れる。窪徳忠氏はこれらの徽宗の政策を「形式的廢仏」（同氏『道教史』（世界宗教史叢書9）山川出版社、二八五頁）と呼んでいるがこの史料からもその特徴が窺えよう。

（大澤）

[197]

（原文）

宋会要、筆受訳経

太平興国七年六月、訳経、詔、梵学僧筆受綴文。

七月、詔、左右街義学僧詳定。

十二月、選梵学沙門一人為筆受、義学沙門十人為証訳。

其後以惟浄為梵学筆受、自此其始也。談苑曰、訳経常以梵僧、

後令惟淨同訳経。梵学筆受二人、訳経綴文二人、証訳八人。唐世翻訳有筆受官、以朝臣爲之。仏陀多羅之訳円覚経、房融爲筆受、是矣。皇朝太宗始用梵学僧也。

〔訓読〕

宋会要、筆受訳経

太平興国七年六月、訳経、詔す、梵学僧は筆受、綴文せよ。

七月、詔す、左右街の義学僧は詳定せよ。

十二月、梵学の沙門一人を選び筆受と爲し、義学の沙門十人を証訳と爲す。

其の後惟淨を以て梵学筆受と爲す、此れより其の始めなり。談苑に曰く、訳経は常に梵僧を以てすれども、後に惟淨をして共に訳経せしむ。梵学筆受二人、訳経綴文二人、証訳八人。唐世の翻訳に筆受官有り、朝臣を以て之を爲さしむ、仏陀多羅の円覚経を訳するに、房融を筆受と爲す、是れなり。皇朝太宗始めて梵学僧を用うなり。

〔解説〕

北宋太宗の太平興国七年の訳経に関する詔勅。六月、梵学の僧に筆受、綴文を任命し、七月、左右街の義学の僧に詳定を任命し、十二月、梵学に長けた惟淨を梵学筆受とし、義学の沙門一〇人を証訳に任命する。そして『楊文公談苑』を引用し、宋代の太宗が初めて華人の梵学僧を筆受としたことを記録する。なお唐の宰相房融が筆受を爲した例として仏陀多

羅の『円覚経』を挙げているが、『開元釈経録』等によれば、房融が筆受として関わったのは般刺蜜帝訳『首楞嚴経』であり、『宋会要』の記事は誤謬である。

ここに引かれるのは楊億口述、黄鑑筆録の『楊文公談苑』である。楊億は『景德伝灯録』の裁定者として有名であるが、この史料からは太平興国年間に訳経事業が興った背景を見ることが出来る。ここにその原文の關係部分を引用する。

仏経。(中略) 太宗太平興国の初め、梵僧の法賢、法天、施護三人、西域より来たる有り、雅びに華音を善くし、太宗仏記を宿受す、遂に訳経院を太平興国寺に建つ。訪ぬるに鳳翔の积清照、深く西竺文字を識ることを得、国庫新貯の西來の梵夾を尽取するに因み、首に三梵僧をして未だ翻を経らざる者を詮択し、各おの一卷を訳さしめ、両街義学僧を集め評議せしむ。論難鋒起し、三梵僧、梵經華言を以て席に対し読むも、衆僧以て屈する無く、訳事遂に興る。後に童子五十人を募り、梵学を習わしめ、独り惟淨なる者を得、乃ち江南李王の子にして、惠悟なること絶だ異にして、尽く能く天竺文字に通ず。今上即位の初め、陳恕達議するに、以て国家の供億を費やすと爲し、之を罷むことを願う。上先朝の留意する所を以て許さず。今に訖るまで訳する所の新経論学、凡そ五百余卷、至道より以後、多くは惟淨の翻する所なり。(中

略) 訳経院に潤文官を置くは、嘗て南北省の官学士を以て充つ、中に一人監院事を使う。訳経は常に梵僧を以てすれども、後に惟浄をして同に訳さしむ、経梵学筆受二人、訳綴文二人、評議二人、皆な名徳の有義学僧を選び之を為す。(『楊文公談苑・倦遊雜録』上海古籍出版社、一〇六頁)

これによれば、太平興国の初め、法賢、法天、施護の三人の梵僧が西来し、太宗に面会したことをきつかけとして、太宗は太平興国寺に訳経院を建て、新たにもたらされた経論を三人の梵僧に訳させたが、左右両街の僧との論争が発生し、訳経事業が盛り上がっていった。後に五十人の子供に梵学を習わせたがこの中のひとりが惟浄であった。『仏祖統紀』巻四三にも惟浄に関する記載がある。

天息災等言く、歴朝の翻訳並べて梵僧を藉る、若し遐阻にして来らざれば則ち訳経廢絶せん。両街をして童子五十人を選び梵字を習学せしめんと欲す。詔して高品、王文寿をして惟浄等十人を選ばしめ、便殿に引見し、詔して訳経院に送り受学せしむ。惟浄なる者は江南李煜の姪なり、梵章を口受すれば即ち其の義を曉る。歳余し度して僧と為し、梵学筆受に升し、紫衣、光梵大師を賜う。

(大正蔵四九、三九八c)

天息災は施護と同時期に来華した西来の三蔵である。この人

物に関しては『宋会要』の後段に数多くの記載があるのでここでは詳述しない。この惟浄に関しては、楊曾文「宋代的仏経翻訳」(楊曾文・方広錫編『仏教与歴史文化』、宗教文化出版社)に比較的詳細な伝を載せるので、ここにその訳文を紹介する。

惟浄(九七三—一〇五一)、俗姓李、金陵(今の南京)に生まれる。五代南唐の後主李煜(宋に降り、死後呉王に追封された)の弟李從謙の子。李從謙は宋太祖の開宝九年(九七六)春、李煜に從つて宋に降り開封に到り、右領軍衛大將軍・神武將軍を受封され、右龍武大將に遷され、随州・復州・成州の知事を歴任し、後に武勝軍行軍司馬の職に就いた。(『十国春秋』巻一九)惟浄は父とともに開封に着いたとき、年はたったの四歳で、七歳の時、開封大相国寺に入り釈自崇のもとで出家した。太平興国八年(九八三)、天息災が、訳経の人材を育成するために京城で五〇人の出家童子を選び訳経院に入れて梵学を習わせようと進言した上奏文を朝廷に出し、太宗は内官の王文寿に命じて左右街僧録とともにこの事に当たらせた。たった一一歳の惟浄は訳経院に選ばれ天息災について「声明(言語)、文字、音韻、文法についての学問の総称)・悉曇章(梵文の字母や発音表記の文法に関する初級課程)・梵経義理」を学び、二年目には成績が飛

びぬけて優秀であることにより落髪し具足戒を受けた。雍熙三年（九八六）自ら書した梵経を皇帝に献上したことから、訳場で梵学者として訳経を補助せよとの詔を受けた。その後再び瑜伽密教及び『維摩経』・『般若心経』・『因明論』等を学んだ。彼は古来初めて出国せずに梵文に精通し、梵文經典を理解し翻訳することのできた学僧なのである。

（同書、四四五頁）

惟浄が翻訳に携わった經典は『大正藏』にも散見されるがここに一例を挙げれば、『仏説如来不思議秘密大乘経』二十卷、『大乘中觀釈論』七卷などがある。

（大澤）

〔198〕

〈原文〉

宋会要、興化院

袁州興化禅院、元符二年八月八日、礼部言、紹聖三年二月、袁州木平山興化禅院西南出紅光、有石塔、七層、高十五丈、上有巨室压頂。詔賜塔額、曰会慶。

〈訓読〉

宋会要、興化院

袁州興化禅院、元符二年八月八日、礼部言く、紹聖三年二月、

袁州の木平山興化禅院の西南に紅光出づ。石塔有り、七層、高さ十五丈にして、上に巨室の压頂する有り。詔して塔額を賜い、会慶と曰う。

（解説）

北宋哲宗の元符二年、袁州（今の江西省宜春市）興化禅院の塔に額を賜ったとの記録。礼部が以下の報告をした。紹聖三年、袁州の木平山興化禅院の西南の方角に紅い光が出て、七層高さ一五丈（およそ四七メートル）の塔があり上部には大きな空間があった。この瑞兆に対し、詔勅を出し、会慶という名にて賜額した。

この詔勅は『続資治通鑑長編』卷五一四及び『仏祖統紀』卷四〇にも記録されている。

『続資治通鑑長編』卷五一四には次のようにある。

（元符二年八月己卯）詔す、袁州の仰山、木平山の石塔に各おの額を賜いて、仰山は瑞慶と曰い、木平山は会慶と曰う。

（中華書局本、第三四冊、一二二二二頁）

また、『仏祖統紀』卷四六には更に詳しく次のように記載する。（紹聖）三年、袁州仰山に舍利石塔の自然として出現する有り、高さ二十丈。（中略）元符元年、袁州木平山に舍利石塔の自然として出現する有り、夜五色の虹光を放つ、丈六仏有りて月輪中に在り、観音羅漢左右に列侍す。

二年、袁州東山石崖に羅漢尊像の出見する有り。○夏四月雨ふらず、袁州守臣王古往きて木平山の聖塔に禱れば、巖中放光し、白衣大士身金瓔珞を見、舍利を獲る。五色にして大なるは棗の如く、中に台觀の状有り。復た仰山の塔所に往き、泗州大士、維摩羅漢の左右に列居するを見る、已にして大雨足を霑す。郡、朝に聞せしめ、詔して木平塔に會慶と曰い、仰山塔に瑞慶と曰うを賜う。

(大正藏四九、四一八b)

『宋会要』には木平山に関する記述のみであるが、『続資治通鑑長編』と『仏祖統紀』は木平山と同時に仰山にも賜額していることが知られる。

『仏祖統紀』によれば、木平山と仰山の塔への賜額の背景には、雨不足により袁州知事の王古が祈祷のため木平山と仰山の塔に行ったところ、たちまちに雨が降り、それに対して木平の塔には會慶を、仰山の塔には瑞慶の名をそれぞれ賜ったという。

王古に関しては『宋史』卷三二〇に列伝される。これに拠れば、王古は進士に及第し、熙寧年間に司農主簿になり、紹聖初めに戸部侍郎となるが、戸部尚書の蔡京と対立し左遷されて袁州知事となる。『袁州府志』卷六によれば、王古が袁州知事となったのは紹聖二年のことであり、本文の年代と符合する。その後徽宗の代になって、王古は戸部侍郎に戻され、

戸部尚書となるも、後に再び左遷される。

木平山については正徳年間編刊の『袁州府志』卷五(天閣歲明代方志選刊)、上海古籍書店)に確認され、次の紹介が載る。

興化禪寺(旧名雲峰院、府南木平山中に在り。内に餽龍亭の潭上に在る有り。潭に龍有りて、善道禪師常に飯を以て之を飼い、因に名く)。

木平山は府城の南にあり、そこには善道が龍を飼っていたという餽龍亭があるという。善道は五代のころの人で、『景德伝灯録』卷二〇、『五灯会元』卷六に袁州盤龍山可文の法嗣として伝が記載される。注目されるのは『景德伝灯録』の「師、異迹頗る多くも此には繁述せず」との記載と、『五灯会元』の「金陵李氏、其の道誉に嚮し、迎請供養す、待するに師の礼を以てす」とあることである。金陵李氏とは南唐国王を指し、善道はかなりの信仰を集めたものと推測できる。

また、仰山は言うまでもなく仰山慧寂が住し瀉仰宗の基となった場所であり、木平山と同じく府城の南に位置する。明万曆年間刊の『仰山乗』という寺史があるが、この詔勅に関する記事は見当たらない。

〈大澤〉

〔原文〕

淳熙四年八月二十七日、幹辦皇城司謝澄、該遇皇后受冊、賜功德院。乞將鎮江府丹徒惠王墳所皇后閣自行修蓋、到僧菴二所、乞以顯親勝果寺為額。從之。

〔訓読〕

淳熙四年八月二十七日、幹辦皇城司謝澄、該まじに皇后の受冊に  
遇い、功德院を賜うを許さる。鎮江府丹徒惠王の墳所の皇后  
閣を將て自ら修蓋を行じて僧菴二所に到るを乞い、顯親勝果  
寺を以て額と為さんことを乞う。之に従う。

〔解説〕

淳熙四年（一一七七）八月二十七日の記事。皇后の受冊に合  
わせて、幹辦皇城司の謝澄に功德院が与えられることが許さ  
れた。鎮江府丹徒県（現在の江蘇省）にあつた惠王の墳所の  
皇后閣を賜い、自ら修復した上で僧庵の二カ所の規模まで増  
築し、孝宗の成肅謝皇后の功德墳寺として「顯親勝果寺」の  
額を賜うように奏請があり、これが受理された。

顯親勝果寺については、『至順鎮江志』卷九（『宋元方志叢刊』  
第三冊、中華書局本、二七四三頁）の丹徒県の項に「顯親勝  
果寺は鶴林門の外に在り。宋の乾道中に高宗の成肅皇后謝氏  
の功德寺を建つ。后父翼王の墓在り」と、成肅皇后の功德寺  
で皇后の父である翼王の墓がある寺と書かれている。一方、  
『江南通志』卷四五には「府の虎踞門の外に在り」と書かれ

ており、『光緒丹徒県志』卷六（『中国地方志集成』第二九冊、  
江蘇古籍出版社、一三四頁）も『江南通志』の記述を踏襲す  
るが、「后父翼王の母慶国夫人劉氏の墓在り」とある。

これらの記事に所出の虎踞門については、『光緒丹徒県志』  
卷三（同右九二頁）に「南門の二重を虎踞と曰う」とあるこ  
とから、県城の南門であつたことがわかる。一方、鶴林門に  
ついても、『光緒丹徒県志』卷三（同右九三頁）に「土城は  
一に羅城と曰う。郡城の外郭なり。（中略）南の三門、東を  
徳化と曰い、正南を仁和と曰い、西を鶴林と曰う」とあるこ  
とから、外壁の南門のうち、西にあつた門であることがわか  
る。いずれにせよ、勝果寺が丹徒県の南側に位置していたこ  
とは間違いないだろう。

成肅謝皇后については『宋史』卷二四三に列伝があり、丹  
陽の人である。幼くして孤児となり、翟氏に育てられて姓を  
偽つたが、長じて推薦されて入内した。淳熙三年に皇后となつ  
て謝姓に戻り、その際に親族一〇人に恩賜があつたという。  
その中でも特に弟の謝淵は、成肅謝皇后の後に列伝があるた  
め、特別な存在であつたと考えられる。

謝澄については詳細不明であるが、皇后の姓が謝であるこ  
とから、謝澄は外戚の一人であつたと考えられる。なお『宋  
史』の前掲所には謝淵も「仍お幹辦皇城司たり」とあるため  
謝澄と同一人物と考えることもできるが、成肅謝皇后の受冊

に際して「親属の推恩者、十人」とあることから、ここでは、謝澄は謝淵以外の謝皇后の外戚で恩賜を受けた人物であると推測する。

功德墳寺について詳しくは竺沙雅章『中国仏教社会史研究』第三章「宋代墳寺考」及び黄敏枝『宋代仏教社会経済史論集』第七章「宋代的功德墳寺」を参照されたい。

〈角田〉

〔20〕

〈原文〉

又、慶元三年五月四日、詔、忠臣僚已請到守墳功德院、其家子孫並不得占拋屋宇居止、干預常住錢穀出入、及差使人夫等。如違、許守僧經台省陳訴。其自蓋造及置到田產者非。

〈訓読〉

又た慶元三年五月四日、詔す、臣僚の已に守墳功德院を請い到るにあたり、其の家の子孫並て屋宇を占拋して居止し、常住の錢穀の出入するに干預し、及び人夫等を差使することを得ざれ。如し違わば、守僧の台省を経て陳訴することを許す。其れ自ら蓋造し及び田産を置到するは非なり。

〈解説〉

慶元三年(一一九七)五月四日の詔勅。すでに与えられた臣僚の守墳功德院について、その家の子孫がその建物を占拋

して居住し、常住財産の出入に干渉し、人夫等に指図してはならない。もしこれに違反したならば、守僧は役所を通じて申し立ててよい。また、功德墳寺を勝手に建造したり、田畑を功德墳寺の所有としてはならない。

本稿の〔19〕で紹介した研究によると、功德墳寺は宋代以前から存在していたらしいが、宋代に入ると多くの官僚が功德墳寺を設立した。黄敏枝・前掲書二八六頁の表一及び二八九頁の(表二)からは、北宋の時代に多くの功德墳寺が建てられ、南宋に入ってもその傾向が続いたことが分かる。

功德墳寺の占有については、大観三年(一一〇九)の詔勅に、三年、勅す、勳臣の戚里の功德墳寺に自ら屋を造り田を置くにあたりては、止だ名額を賜わり科敷を蠲免するのみなり。本家の僧を請いて住持せしむるに従う。有額寺院を指占して墳寺の功德に充つるを許さず。御史台内侍省の弾劾施行するを許す。

『仏祖統紀』卷四六(大正蔵四九、四一九c)とある。これは、重臣や皇帝の外戚が功德墳寺を設立するにあたり、皇帝がするのは一、勅額を与えること。二、税金を免除すること。三、希望の僧侶を住持させること、の三点だけであり、家屋を建立して田畑を準備するのは各自で行うように命じたもので、既に勅額のある寺院を占拋することを禁じたものである。

また紹興七年（一一三七）には、左司諫陳公輔が先に挙げた大觀三年の詔勅に照らして有額寺院の占拠を禁止し、もし有額の寺院を占拠して功德墳寺にしていた場合は無額の小院とするように上奏した詔勅が出ている。尚、訓読文については本稿の〔176〕を参照されたい。

このような士大夫が勅額寺院を占有して功德墳寺とすることを禁止し、彼らが占有した功德墳寺は無額寺院とさせる内容の詔勅が度々出ていたのは、当時、士大夫の多くが勅額寺院を功德墳寺化していたことを意味し、それを禁止する詔勅が何回も出されたのは、効果がなかったことを暗示しよう。本詔勅も所謂「今日の弊」に対応するために出されたのである。

〈角田〉

〔20〕

〈原文〉

伝法院旧曰訳経院。太祖乾德三年十二月、滄州僧道円詣西域還、表献貝葉梵經四十二夾。道円晋天福中往、在塗十二年、往天竺六年、還経于闐、与其使偕至。太祖召問所歴山川道里、賜紫衣、器幣、館於京寺。

〈訓読〉

伝法院は旧は訳経院と曰う。太祖乾德三年十二月、滄州の僧

道円、西域に詣りて還り、貝葉の梵經四十二夾を表献す。道円、晋の天福中に往き、塗に在ること十二年、天竺に往くこと六年、還りは于闐を経、其の使と偕に至る。太祖、召して歷る所の山川道里を問ひ、紫衣、器幣を賜ひ、京寺に館せしむ。

〔解説〕

宋代には伝法院が置かれたが、これは古くは訳経院と言った。訳経院は『事物紀原』巻七に「漢永平より後、摩騰、首めに四十二章経を訳す。魏晋南北朝を歴て、皆な翻経館有り。唐、訳経潤文の官を置くも、元和の後に廢す。宋朝太宗の興國中、其の事を復興して訳経院を置くなり。」とあり、また『宋代官制辞典』三二〇頁及び三三一頁には、隋朝に訳経館があって北宋の太平興国七年六月に訳経院が創立され、翌年の六月に「伝法」の額を賜り「伝法院」と改められたとある。

宋代に入り、太祖の乾德三年（九六五）十二月、西域に行っていた滄州（河北省）の僧道円が印度の經典四二卷を持参して帰国し、その經典を献上した。道円は後晋の天福中（九三六～九四七）に西域に出発し、道中に一二年・印度に六年居り、帰りは于闐を経てその使者と一緒に帰国した。これから逆算すれば、道円が西域に出発したのは天福一二年（九四七）ということになる。帰国を聞きつけた太祖は道中の地理を問ひ、紫衣と金品を与え、都開封の寺院に住まわせた。

『宋史』卷四九〇及び『続資治通鑑長編』卷六に同様の記

事がある。

僧道円については喩味菴編『新統高僧伝四集』卷一「天息災」伝の附伝としてその伝記を載せる。特に新しい記述はないが、参考のため以下に掲げる。

道円は滄州の人なり。既に僧服に従い、便ち西方に志す。後に晋天福中に簪を負い西に邁き、塗に在ること十二年。足跡の届く所は五を印度に徧くし、復た其間に居ること六春秋を閲す。還るに于闐を経、其の国使と与に偕な至る。宋の乾徳三年冬に、京師に達し、仏舍利・一水晶器・貝葉梵経四十箒を以て来献す。太祖、召して歴する所の山川道里及び其の風俗を問うに、円頗る疆く識り、一一に指陳応対すること響きの如し。太祖、之を嘉とす。時に訳経院を立て、詔して梵僧とともに同じく翻訳を事らしむ。

〔『新統高僧伝四集』、台北琉璃経房、第一冊、一一四頁〕

〔角田〕

〔202〕

〔原文〕

四年三月、僧行勤等一百五十七人、請遊西域取経、各賜錢三万遣之。自是往取経者頗衆。咸平六年知開府陳恕言、此輩多学問生疏、受業年浅、状貌庸悪。且自漢入蕃、經由国土

不少、見之必生鄙慢。望令僧録司試問経業、堪令去者送府覆験。真宗曰、恕早曾乞廢訳経院、然三教之興、其来已久、然代言之者多矣。但存而不論可也。此奏宜可之。

〔訓読〕

〔乾徳〕四年三月、僧行勤等一百五十七人、西域に遊び経を取るを請えば、各おの錢三万を賜い之を遣る。是れより往きて経を取る者、頗る衆し。咸平六年、知開府陳恕言く、此の輩の多くは学問は生疏にして、受業の年浅く、状貌庸悪なり。且つ漢より蕃に入るに、国土を経由すること少なからず、之を見るに必ず鄙慢を生ずべし。望むらくは僧録司をして経業を試問せしめ、去かしむるに堪えんとする者は府に送り覆験せしめよと。真宗曰く、恕、早に曾て訳経院を廢するを乞う。然れども三教の興るに、其の来りて已に久しく、然れば代言の者多し。但だ存するのみにして可を論ぜざるなり。此の奏、宜しく之を可とすべしと。

〔解説〕

乾徳四年（九六六）三月、僧行勤ら一五七人は西域に仏経収集のために赴くことを願ったため、これを許して各おのに錢三万を下賜した。しかし、これより後に經典収集を希望する者が増加したため、咸平六年（一〇〇四）、当時開封の知事であった陳恕は「このような希望者は、学問が未熟で受業してからの年数が少なく、その行業が悪い者が多い。しか

も、中国から西域に行くには多くの国土を経由しなければならず、その途中で諦める者が多い。従つて、僧録司に経業をチェックさせ、行くことができる者は開封府に送つて試験させるように。」と進言した。これに対して真宗は「陳恕は以前に訳経院を廃止するように進言してきたが、しかし儒仏道の三教はその起源が古く、それに可否を唱えるものも多い。従つて、ただ存続させておけばよく、その是非を問うべきではない。この奏上は認めるべきである。」と言つた。

この記事については『宋史』巻二及び『統資治通鑑長編』巻七に同様の記事がある。

癸未、僧行動等一百五十七人、各おの錢三万を賜い西域に遊ぶ。

〔宋史〕中華書局本、第一冊、一三三頁  
癸未（中略）僧行動等一百五十人、西域に遊ぶを請い詔して之を許す。仍つて錢三万を賜い、行かしむ。

〔長編〕中華書局本、第二冊、一六八頁  
兩者とも日付を癸未としている点は共通している。だが、人数については、『宋史』は『宋会要』と同じ「一百五十七」と記載しているが、『統資治通鑑長編』は「一百五十」と記載している。僧行動についてはこれと関連する記事が『宋史』巻四九〇及び『統資治通鑑長編』巻九にある。これらによると、西域に行った僧行動は、乾徳四年（九六六）に大食国（ター

ジ国、本名サラセン）から国王の書を持ち帰つたとある。

また、この真宗への上奏文は『宋史』巻二六七の陳恕の列伝中及び『宋名臣言行録』前集巻三の陳恕章にも同様の記載がある。陳恕については『宋史』巻二六七及び『東都事略』巻三六にその伝記があり、字は仲言、洪州南昌の人である。今、『宋史』より該当の箇所を挙げると、

素より積氏を喜ばず、嘗て訳経院を廃するを請い、辞は甚だ激切なり。真宗曰く、三教の興るに其の来たりて已に久しく、前代に之を毀つ者多し。但だ存するのみにして可を論ぜざるなりと。

（中華書局本、第二六冊、九二〇三頁）とある。ここからは陳恕が仏教に対して否定的な見方を持つていたことがわかり、そのために訳経院の廃止や西域渡航の引き締めを奏上していたと考えられる。なお、『宋会要』では「代言の者」と書かれていた箇所が、『宋史』では「前代に之を毀つ者」と書かれており、このことから「代言の者」とは決して肯定的な意見を言っていた者という意味だけではなく、否定的な事を言っていたという意図も含める必要があるだろう。これらの記事からは、「但だ存するのみにして可を論ぜざるなり」と可否を論ぜずただ存続だけさせておくという真宗の宗教に対する考えを読み取ることができる。